

大熊分譲団地募集要領

平成25年4月末日現在

- 1、売主 糸田町
- 2、物件の所在地 糸田町字山王平（別紙案内図のとおり）
- 3、地目 宅地
- 4、団地等の規模
 - (1) 分譲宅地総面積 23,888㎡（7,192坪）
 - (2) 分譲宅地総区画数 71区画
 - (3) 今回分譲宅地販売区画数 34区画
 - (4) 今回分譲宅地販売区画面積 12,280.35㎡（3,700坪）
 - (5) 住居専用宅地 1区画平均面積（坪）331㎡（100坪）
1区画最大面積（坪）525㎡（158坪）
" 最小面積（坪）301㎡（91坪）
- 5、価格……画地別の価格は、別紙のとおり
 - (1) 住居専用宅地 1区画当り㎡、（坪）平均単価 16,000円（52,900円）
1区画当り㎡、（坪）最低単価 15,040円（49,719円）
最高単価 16,960円（56,066円）
- 6、利用の制限 糸田準都市計画区域（平成22年3月31日～）
用途地域指定なし（建ぺい率70%・容積率200%）
- 7、交通機関と所要時間
後藤寺方面 平成筑豊鉄道 豊前大熊駅（徒歩6分）
" 松山駅（徒歩6分）
伊田方面 " 上金田駅（徒歩15分）
- 8、公共施設
役場（2.78km） 町立病院（1.80km）
町民会館（2.65km） 児童館（1.51km）
文化会館（1.58km） 保健センター（2.94km）
町民グラウンド（1.31km） 町民体育館（1.49km）
- 9、学校等
糸田小学校（2.2km）
" 中学校（2.4km）

10、施設、設備

上水道（町上水道）	地域合併処理浄化施設
電気（九電）	ガス（LP ガス個別方式）

11、道路

アスファルト舗装 幅員5m～7m（町道）

※私道負担なし。

12、申込資格

- (1) 糸田町内外の居住を問いません。
- (2) 自ら居住する住宅を建設するため、住居専用宅地を必要とする方。
- (3) 譲渡代金の支払能力がある方。

13、申込方法

宅地の分譲を受けようとする方は、区画を指定して次に掲げる書類を添えて申込をしていただきます。

- ※ 必ずご本人が印鑑持参のうえ、所定の申込書で申し込みしてください。
- ※ 郵送、電話等による申込は、受付できません。

14、譲受人の選定

先着順による決定

15、住宅建築義務

契約締結した日から5年以内に、自己住宅の建設を完了させてください。

16、分譲の条件

- (1) 契約締結した日から5年間は、譲渡及び賃貸使用等はできません。
- (2) 買戻特約登記を行います。（期間は5年間です。）
- (3) 当該分譲宅地及び宅地上の物件（宅地譲渡後、建築したものを含む。）に対する鉾害賠償について、過去現在及び将来を問わず、一切の賠償請求はできません。
- (4) 既設の電柱及び支線等の場所の変更はできません。
- (5) トイレは水洗式とし、既設の地域合併処理施設を使用してください。使用料については、使用者の負担となります。
- (6) 売買契約締結後、地域合併処理施設維持管理委員会に入会する確約書を提出していただきます。

17、契約の締結

(1) 分譲決定した日から、14日以内もしくは、金融機関の融資決定後速やかに契約の締結を行います。

(※2ヶ月以上かかる場合は、別紙申請様式による。)

(2) 契約に要する費用(契約印紙代)は、譲受人の負担です。

18、契約保証金

契約締結後、譲渡代金の10%に相当する金額を契約保証金として納入していただきます。但し、金融機関の融資に際し、一括納入の場合は、糸田町財務規則第108条第1項12号の規定により免除。

19、譲渡代金の支払方法

役場の発行する納付書により、契約締結後60日以内に契約保証金を差引いた残りの金額を納入していただきます。但し、金融機関の融資の場合、決定後一括払いとなります。

20、所有権の移転登記等

(1) 所有権移転登記は、譲渡代金完納後町が嘱託登記を行います。

(2) 所有権移転登記と同時に、宅地の買戻特約登記を行います。

(3) 登録免許税その他の登記に要するすべての費用は、譲受人の負担となります。

21、宅地の引渡し

譲渡代金完納後、現状有姿のまま引渡を行います。隠れた瑕疵等について異議申立てはできません。

申込み及び問合せ先

申込場所 糸田町1975番地1
糸田町役場2階総務課管財係

問合せ先 TEL 0947-26-1232 (直通)
FAX 0947-26-1651
E-mail kizai@town.itoda.lg.jp

申込受付時間

平日 午前8時30～午後5時15まで(土、日、祝祭日休み)